

○犬山市附属機関設置条例（平成28年12月28日条例第36号）（抄）

改正 令和6年3月28日条例第7号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表第1から別表第5までのとおりとする。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特例）

第4条 第2条の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 特別又は専門の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、特別又は専門の事項に関する調査又は審議が終了したときに解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特別又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第7条 附属機関の委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、市長等が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市障害者自立支援協議会	市長の諮問に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づく障害者等への支援の体制の整備、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項に基づく障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進等及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づく障害を理由とする差別を解消するための取組に関する事項について審議する。	20人以内	2年

別表第2（第2条関係）～別表第5（第2条関係） 略